



猫カフェで猫に噛まれ けがをしたら？

相談者の気持ち

猫カフェを利用したところ、餌をあげようとして猫に噛まれてしまいました。
お店に補償は求められますか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』（共著、幻冬舎、2019年）ほか。



結論から言えば、基本的には補償は求められないと思います。

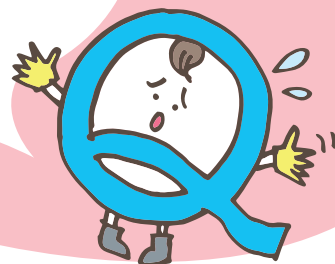
こういう営業の場合には、ほぼ間違いなく客に対して店側のいわゆる「免責条項」が示されているはずです。すなわち、入場チケットなり入り口辺りの看板に、「猫によるけが・破損等につき店としては責任を負いません」という趣旨が表示されているはずです。

ですから、それでも入場したとすれば、後は、客の自己責任と考えざるを得ません。

ただし、この種の表示にもかかわらず、お店の責任を問える例外的な場合もないではありません。

例えば、しょっちゅう客を噛む癖がある猫を店が放置して客の前に出しているような場合です。しかし、こうした例は少ないはずですし、そもそも「この猫はしょっちゅう客を噛む癖がある猫だ」ということを客側が立証することは困難でしょうから、あまり実用的な議論ではありません。

現実問題としては、上記のような免責条項の表示はしていても、消毒液や絆創膏を店に置いてある場合は多いでしょうから、応急的な処置はしてくれるでしょう。



さらに、お店のほうも万が一の事態に備えて、賠償のための保険などに入っていることもあると思います。そのあたりを考慮して、とりあえず「猫に噛まれたこと」を即座に店に申告し、その後に医療機関から治療を受けて、その医療機関からの治療や投薬の領収書を持って行ってお店に交渉してみることは可能でしょう。

ただし、店から支払いを拒絶されたらそれ以上、例えば訴訟を起こして請求してみることは難しいでしょう。

私は猫カフェの利用については素人ですので、後は法律論ではありませんが、猫カフェというのは、猫と一緒に空間にいることや猫の動き・しぐさを楽しみ、こうしたことを眺めて心が癒やされるものだと思います。猫が自分の方に寄ってきたり興味を持ってくれたら一緒に遊んであげるのは構わないにしても、猫はそもそも人の都合に合わせてくれる動物ではありません。「餌をあげよう」という貴方の好意が、そっくりそのまま猫に伝わる保証はありません。何か猫にとって危険を感じることもあるでしょうし、他の理由で気が立っている場合もあるでしょう。そういうことも含めて猫という生き物に癒やされるのを楽しむことが必要なのだと思います。